

令和4年2月9日

北本市スポーツ少年団  
関係者各位

北本市スポーツ少年団  
本部長 小澤 修次

## まん延防止等重点措置適用期間に係るスポーツ少年団活動について（依頼）

平素より、北本市スポーツ少年団の活動に特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、1月21日より埼玉県内が、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の適用になっており、2月12日以降も延長が予定されております。

少年団の活動の自粛についても、下記の通り対応して参りますので、各団の皆様方に御連絡を致します。なお、今後の状況によっては、対応を変更、追加させていただく場合もあります。引き続き皆様の御理解、御協力をお願いします。

### 記

#### 《 期 間 》

令和4年2月9日（水）から当面の間

#### 《 活動内容 》

- ・ 3連休中の活動は、**最大2日までの活動とする（1日は休む）**。
- ・ 1日の活動時間は集合から解散まで**3時間以内**とする（1日練習は禁止）。
- ・ 練習試合、合同練習、体験会を目的とした学校の校庭、体育館の使用は禁止とする。
- ・ 地方大会等の各種大会は、主催者側の大会要項に従う。

#### 《 安全・安心な活動について（必ず守ってください！！） 》

- ・ 参加者名簿の作成や健康観察を徹底し、体調不良の場合の練習参加は認めない。（重要）
- ・ 風邪の症状が少しでもみられる場合は、練習参加を控えること。
- ・ 活動中以外は、マスクの着用を徹底する（特に、指導者は常時マスク着用を義務とする）。
- ・ こまめな手洗い、うがい、アルコール消毒を行い、3密に十分配慮すること。
- ・ 屋内施設を利用する場合は、窓を全開にするなど、換気に十分配慮すること。
- ・ 使用後の施設のアルコール消毒清掃と施錠、閉門の徹底をお願い致します。
- ・ 見守りの保護者は、感染対策のため適切な距離を保ち、最少人数で対応をお願いします。

#### 【注意】

- ・ 屋内施設、屋外施設に関わらず感染者が増えているので、十分に気を付けて活動してください。
- ・ 参加者から感染者が出た場合は、速やかに事務局に連絡をお願い致します。

事務局：北本市教育委員会生涯学習課  
生涯スポーツ・オリパラ担当  
電 話：594-5568（直通）